

（屋外催しに係る防火管理）

第 5 5 条の 3 前条第 1 項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の 14 日前までに（当該指定催しを開催する日の 14 日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

（1）防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

（2）対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

（3）露店、屋台その他これらに類するもの（第 58 条において「露店等」という。）

で、対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱うもの及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

（4）対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

（5）火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

（6）前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第 1 項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の 14 日前までに（当該指定催しを開催する日の 14 日前の日以後に前条第 1 項の指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

○火災予防規則

（火災予防上必要な業務に関する計画）

第 3 1 条の 3 条例第 55 条の 3 第 2 項の規定による火災予防上必要な業務に関する計画の提出は、所定の提出書により行わなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、指定催し（条例第 55 条の 2 第 1 項の規定により指定を受けた屋外での催し）の主催者が、火災予防のために実施しなければならない事項を規定したものである。

1 第 1 項

（1）「**防火担当者**」とは、資格について特段の定めはないが、指定催しの関係者に対して火災予防上必要な業務に関し必要な指示等を行うことができる立場の者が選任されること。

なお、指定催しを主催する団体の代表者が自ら防火担当者になることを妨げるものではない。

（2）「**火災予防上必要な業務に関する計画**」には、次の事項を記載すること。

ア 防火担当者及び火災予防上必要な業務に従事する者を定めるとともに、業務分担や活動範囲、内部組織の措置について

イ 対象火気器具等の使用や危険物の取扱いの有無や場所、態様について、催しを開催するまでに把握する方法や催し当日に確認するための方法

ウ 対象火気器具等や危険物と客席を近接させない等、火災予防上の安全に配慮した会場の配置計画や催し当日に会場の配置を確認するための方法

エ 対象火気器具等に対する消火器その他の消火準備の計画や催し当日における消火

準備の有無を確認するための方法

オ 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導などの初動体制

2 第2項

「**催しを開催する日の14日前**」は、2日以上連続して実施する催しの場合、その初日（開催日）を起点とし、その日の前日から起算して14日前とする。（例：9月15日から開催する場合は、9月1日が期限）